



◆～新年のご挨拶～

明けましておめでとうございます。
本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、私事ですが、今年は事務所開業20周年の記念の年。



記念のロゴでも作るか、記念のグッズを作って配るか、と考えたりもしていましたが、日々の業務に追われ、自己満足に過ぎないな、ということで、行動には移せておりません。

振り返ればいろいろとあった20年ですが、ひと言で表現すると、『運が良かった』です。

人との出会いも偶然、お仕事を言っていただけののも偶然。事務所を3回も引っ越ししながら、メンバーも入れ替わりながら、いろいろな偶然に恵まれて、今の自分があるような気がします。

やればやるほど、知らないことを知る。分からないということが、分かる。

「何年やったからどう」ということはなく、司法書士というお仕事は、それだけ奥が深いものだと思っています。

将来、今の自分のことも、「あの時は若かったな～」と振り返る時が来るのでしょう。

そう思えるように、今できることを積み重ねていきたいと思っています。

司法書士 吉田浩章

=====
司法書士吉田事務所のLINE公式アカウント。
お客様との事務連絡用に、便利に使っています。
アカウント名は「@y5755」。
よろしければ「お友達」登録していただき、メッセージを送って下さい。



本号のトピックス

- はじめに～新年のご挨拶～
- 栗野の「3万円から始める」優待生活
- 法律コラム「相続登記の義務化」
- 山下の「何でもやってみよう！」
- 岸野の「息子達とのワクワク体験記」
- 吉田の「のんびり」温泉旅日記
- 後藤の「我が家のアウトドアライフ」
- Q & A相続手続き「相続財産管理人とは」
- 4コマまんが「変化は続くよどこまでも・・・」
- 「仕事にも生かせる」おススメ本
- 事務所のご案内
- 編集後記



◆栗野の「3万円から始める」優待生活

あけましておめでとうございます。
事務の栗野です。

今回は、「フジオフードグループ本社」の株主優待を紹介しします。

100株以上で3,000円相当のお食事券が優待案内の商品が年2回（6月、12月）頂けます☆堺市では、『まいどおおきに食堂』『天麩羅えびのや』『串家物語』等で使えます～

私は今回南高梅をGET♪ →



天王寺MIOでは、デリスタルト&カフェで美味しいタルトが買えます。☞ →



令和3年12月29日の終値は1,321円（購入は100株単位）。配当は年間0円ですが、優待利回りは約4.5%あります。

栗野

【優待メモ】株式会社フジオフードグループ本社（東証1部上場）。
権利確定月は6月、12月（年2回）です。

◆法律コラム－相続登記の義務化

司法書士業界も、毎年、法律改正の波の中にあります。当面予定されている大きな改正は『相続登記の義務化』です。

「所有者が不明の土地をなくす」という大義名分の元、不動産を取得したことを知った日から3年以内に登記をしないと、過料に課せられることになります。

施行日は、令和6年4月1日。



この制度の特徴としては、法律改正前の相続にも遡って適用されることです。

現時点で相続が発生しているものの、相続登記をされていない方についても、施行日から3年以内に登記しなければなりません。

相続した土地を国庫に帰属させることができる制度は、令和5年4月27日に先行して始まります。



但し、無条件に引き取ってもらえるわけではなく、特に、処分したくてもできない山林や農地を相続される方については、土地を手放す道は大きくは広がらないように思われます。



◆山下の「何でもやってみよう！」

明けましておめでとうございます。
司法書士の山下です。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

昨年も家の中で過ごす時間が増えましたが、Zoomやラインビデオのおかげで、豊かで心弾む時間が多く持てました。遠方にいる友人とのおしゃべり、興味深い分野のオンライン講座の受講、気の合う複数人での読書会の継続など、画面越しですが人とつながり、新しい学びの機会もぐんと増えました。また、朝読書を毎日の日課にしたら何年も積んでいた分厚い本を何冊も読了することができました。



対話や読書を通じて得られる学びは、とても大切です。目の前の困った現象に向き合う時、身内への心理的サポートとケアを行う時、後見の仕事で支援が必要な方とふれあう時、新しく得た多様な視点が自分自身を支えてくれます。今年も学び多き一年となりますように。

山下

◆岸野の「息子達とのワクワク体験記」

明けましておめでとうございます。
司法書士の岸野です。本年もよろしくお願いいたします。

昨年もコロナ禍でしたが、夏に山陰に旅行に行きました。鳥取県の富浦海岸でのシーカヤックがメインだったのですが、旅行期間中ずっと豪雨で断念し、雨のやみ間に鳥取砂丘と出雲大社、境港を訪れました。楽しかったのですが、息子達にはちょっと物足りなかったようで、また、来年リベンジを誓いました。

二男も中学生になり、長男と同じく野球部に入り、兄弟で内野を守り頑張っています。2人とも思春期、反抗期にもれなく突入し、なかなか以前のような穏やかな日々は少なくなりました。試合も見に来ないでと言われますが、めげずにこっそり木の陰から応援しています。まだ旅行には喜んでついてきてくれるので、今のうちにもうちょっと行きたいです。

岸野



【発行】〒590-0024 堺市堺区向陵中町4丁4番7号

司法書士吉田法務事務所（JR阪和線、南海高野線三国ヶ丘駅近く）

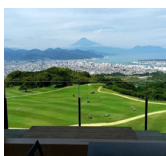
TEL072-254-5755 E-mail yoshida-houmu@nifty.com



◆吉田の「のんびり」温泉旅日記

念願だった「富士山が見える宿」。静岡県『日本平ホテル』に行ってきました。

平成24年に建築された新しいホテル。富士山が見えやすいよう高台にあって、窓も大きく設計されています。



ロープウェイに乗ったり、清水港にマグロを食べに行ったり、蛇口をひねると出てくる「蛇口みかんジュース」もありました。観光するにも飽きない場所です。



堺からは、車で片道5時間半。走行距離350キロ。お盆休み。コロナ禍で、車が少なかったのが幸いでしたが、普段ならば、新幹線&レンタカーのほうが楽な距離かもしれません。

設備も食事豪華でした。富士山の山頂に雪がある時期に、また行きたいホテルです。

◆後藤の「我が家のアウトドアライフ」

あけましておめでとうございます。昨年事務所で勤務させていただいております、後藤葵です。どうぞよろしくお願いいたします。私は、小学校から大学までの16年間ガールスカウトの活動をしていたこともあり、キャンプやBBQなどの野外活動が大好きです。夫も子供たちも好きなので、夏にはキャンプで海や川へ行って楽しみ、冬にはスノーボード、というのがずっと我が家の恒例行事になっていました。昨年子供たちが部活に忙しく、家族そろって出かける時間がとれなかったもので、焚火台を購入してみました。週末、焚火台でBBQしたり、鍋をかけて料理をし、食事をした後に炎をながめながらゆっくりしていると、自宅でも非日常気分を味わえるので、オススメです。とはいえ、今年は家族そろってまた海や川へ出掛けられらな～と思っています。 後藤



◆Q & A 相続手続き —「相続財産管理人とは」

Q: 叔父が亡くなりましたが、相続人の全員が、相続放棄することを予定しています。このような場合、残った財産は「国に行く」と考えておいていいでしょうか。



A: 自動的に「国に行く」のではなく、家庭裁判所が、利害関係人等の申立によって選んだ相続財産管理人が財産を換価し、残った債務を清算し、その上で国庫に帰属させることになります。

相続財産管理人の選任の際には、まとまった金額の予納金を納める必要があり、国に帰属させるためには、費用も時間もかかる手続きを経る必要があります。



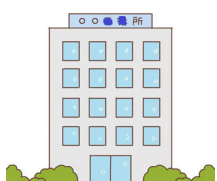
ポイント

相続財産管理人は、相続人が不存在の場合に、家庭裁判所で選ばれる人です。相続人が不存在の場合には、①元々存在しない場合と、②相続人全員が相続放棄した場合も含みます。

最近では、資産価値のない不動産を相続しないために、将来、計画的に相続放棄ができないか、というご相談も増えています。

しかし、相続財産管理人の選任には、高額な予納金（場合によって、数十万～100万円程度）が必要になること、最低でも13か月の期間を要することもあり、簡単に使える手続きではありません。

なお、国庫に帰属させる前に、特別縁故者がいる場合、共有者が存在する場合は、その人に権利が帰属することもあります。



いずれにしても、すんなり「国に行く」わけではない、という点は押さえておきましょう。



◆事務所のご案内

堺市堺区向陵中町4丁4番7号
司法書士吉田法務事務所
代表者 司法書士吉田浩章
TEL 072-254-5755
<https://www.office-yoshida.net>



★主な取り扱い業務

□司法書士業務

- ・不動産の登記（売買、贈与、財産分与、相続、抵当権設定等）
 - ・会社の登記（会社設立、役員変更、本店移転、定款変更等）
 - ・遺産承継の手続き（預貯金・証券会社の相続手続き等）
 - ・個人の債務整理（自己破産、個人再生、任意整理等）
 - ・家庭裁判所への提出書類作成（成年後見、相続放棄等）
- #### □行政書士業務—遺言書や公正証書の起案、各種契約書作成等

★営業時間：平日9時～18時（事前予約制）

【編集後記】本書は12月18日（土）と19日（日）、有馬で書いています。16日・17日と、立て続けに成年後見人になる審判2件が確定。就任報告までの1か月間、まさかの『正月またぎ』のハードスケジュールを前に、「ニュースレターを作るため」と言い訳して有馬に。無事、温泉に入りながら担当箇所を仕上げました（吉田）。

※このニュースレターは、今までお仕事をさせていただいたお客様にお送りしています。

今後の購読を望まれない場合は、お手数ですが、メール（yoshida-houmu@nifty.com）かお電話にてお知らせ下さい。

◆「仕事にも生かせる」おススメ本

『14歳の自分に伝えたい「お金の話」』（投資家 藤野英人著）

著者は、『ひふみ投信』の責任者。この本では「14歳の自分に語りかける」という形式で、モノの見方、仕事やお金に対する考え方をまとめられています。



「14歳の君に」と書かれているので、シンプルで、とても分かりやすいです。

14歳というのは、多感で難しい時期。

司法書士の仕事をしていて改めて思うのは、「親から受ける影響、家庭環境から受ける影響は、想像以上に大きい」ということです。

この本のように、14歳の自分に、社会のことを語れるくらい、大人自身がたくさんのことを学ばないといけない。そういうことも感じました。

ちなみに、『ひふみ投信』は、私自身、イデコに組み入れています。長年のファン。著者の本から受けている影響も大きいです。

吉田浩章

